

社会福祉法人トポスの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トポスの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）については報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1で定める額
- (2) 通勤手当については、給与規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 交通費及び宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は毎月末日とする。ただし、その日が休日に当

たるときは、給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席するなどの業務終了後の翌月末日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程に準じた日とする。

3 報酬は、本人が指定する本人名義の預金口座へ振り込む。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成31年3月17日 別表1改訂

令和元年5月26日 別表改訂

令和5年4月1日改訂

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額250,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
実費弁償費	実費

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
実費弁償費	実費

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
実費弁償費	実費

理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。

上記の非常勤役員等の報酬額には源泉所得税は含まない

別表3

交通費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	0円	実費